

【令和6年度概算要求】

1,662億円

+事項要求

【令和5年度予算】

(1,665億円)

【主な内容】

- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、こども食堂や体験型教室等の多様な居場所を提供する。
- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用をはじめとした相談機能強化を図る。
- 別居親又は同居親からの申請に応じ、親子交流に係る事前相談や親子交流援助等の支援について、利用要件を緩和し、支援の強化を図る。
- 困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。
- こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）に基づき、
 - ・ 看護師・介護福祉士等の資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金制度（高等職業訓練促進給付金制度）について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格への拡大、
 - ・ 養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進に関する取組の強化
 に取り組むとともに、
 - ・ 今後「こども大綱」の中で具体化する「貧困に関する支援策」については、予算編成過程において施策の拡充を検討する。

【主な内訳】

◇ 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	164億円 + 事項要求	(162億円)
◇ 児童扶養手当給付費負担金	1,457億円	(1,486億円)
◇ ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	25億円	(0億円)
◇ 母子父子寡婦福祉貸付金	14億円	(14億円)

目次

拡充	ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業の拡充）	3
新規	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業	4
拡充	母子家庭等就業・自立支援事業（親子交流支援事業の拡充）	5
新規	ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	7

ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業の拡充）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求

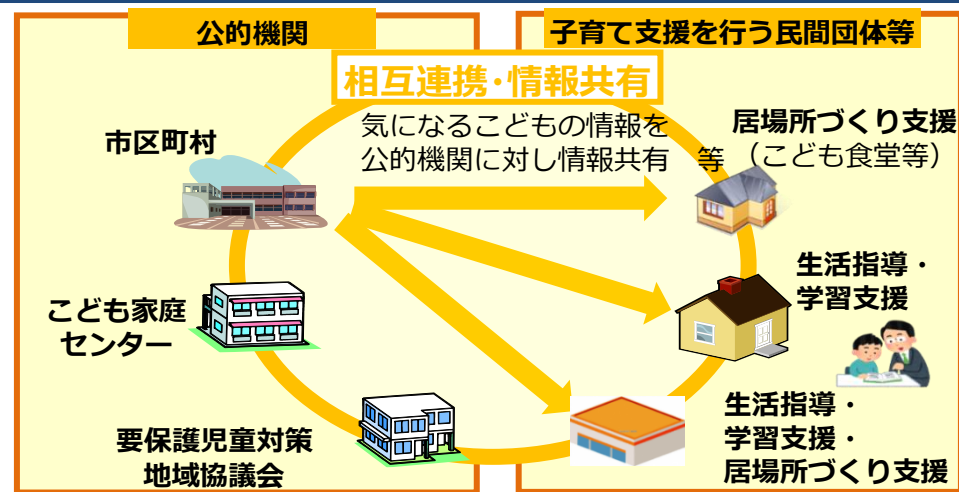
(162 億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

2. 施策の内容

- ① 地域の実情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせる実施することができる。
 - ア 生活指導・学習支援
 - 拡充** イ 居場所づくり支援（従来の「食事の提供」）
⇒こども食堂などの食事の提供や体験教室などの体験型学習のような多様な居場所の提供に活用。
 - ウ 連携体制整備
- ② 「地域こどもの未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるため、これまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を実施した場合には、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。また、自治体負担の激変緩和措置も設ける。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2（上記 2.②の場合の特例：国 2 / 3、都道府県・指定都市・中核市 1 / 3）
 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4（上記 2.②の場合の特例：国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市区町村 1 / 6）

見直し 国 2 / 3、市区町村 1 / 3 ⇒上記 2.②の場合に限り、市区町村の判断で実施できるよう、直接補助も選択可とする

【補助単価】

ア. 生活指導・学習支援

(1) 事務費	1 か所当たり	2,746千円
(2) 事業費（集合型）	1 か所当たり	4,898千円（週 2 日以下の開催の場合・実施日数により異なる）
(3) 事業費（アウトリーチ型）	1 回の訪問が 1 日の場合	10,420円 / 回（半日以内の場合 6,700円）
(4) 実施準備経費	1 か所当たり	① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円

イ. 居場所づくり支援（従来の「食事の提供」）

1 か所当たり：3,500千円

ウ. 連携体制整備

1 実施主体当たり：453千円 → R6要求：2,912千円 **拡充**

ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求

(-) ※ () 内は前年度当初予算額

(参考) 令和4年度補正予算：2億円

1. 施策の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができていないかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

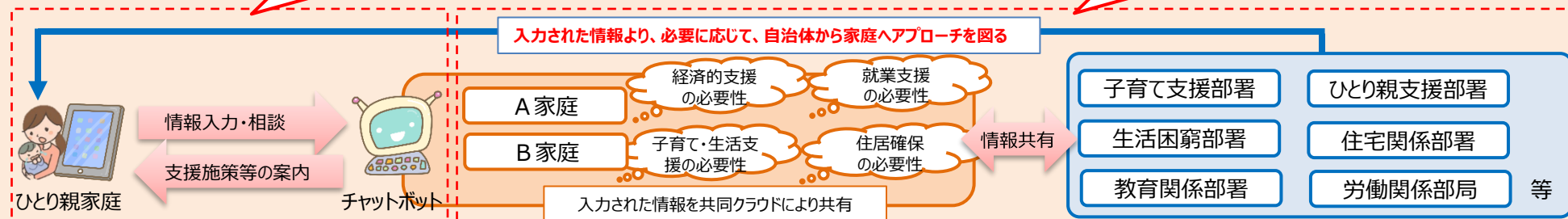
2. 施策の内容

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。

＜事業イメージ＞

チャットボットによる支援
制度・担当窓口の案内

共同クラウドによる
情報共有



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】 1自治体あたり：30,000千円

【補助率】 国：3/4

母子家庭等就業・自立支援事業（親子交流支援事業の拡充）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求
 （162 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。

2. 施策の内容

（1）母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援事業

・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等
 【1か所あたり最大9,677千円】

就業支援講習会等事業

・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催
 【1か所あたり最大14,418千円】

在宅就業推進事業（H20～）

・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等
 【1か所あたり最大11,000千円】

相談関係職員研修支援事業（H26～）

・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等
 【1か所あたり2,837千円】

就業情報提供事業

・求人情報の提供 ・電子メール相談等
 【1か所あたり2,861千円】

養育費等支援事業

・生活支援の実施 ・養育費相談の実施等
 【1か所あたり最大25,839千円】

親子交流支援事業

・親子交流援助の実施等
 【1か所あたり最大4,201千円】
 → 対象者の要件見直し（R6要求）

心理カウンセラー等配置（R3～）

・心理担当職員の配置
 【1か所あたり3,000千円】

就業環境整備支援事業

・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る
 【1か所あたり2,880千円】

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業（H26～）

・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等
 【1か所あたり2,300千円】

（2）一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニューの中から、地域の実情に応じ実施【1か所あたり最大26,569千円】

2. 施策の内容

<拡充内容>

【対象者】

- ① 概ね15歳未満の子（家事事件手続法では、子の監護に関する処分¹の審判をする場合には、子（15歳以上のものに限る）の陳述を聴かなければならないこととされており、本事業では、家事事件手続法上、意思能力を有しないと認められる15歳未満の子を対象とする。）との親子交流を希望する別居親又は子どもと別居親との親子交流を希望する同居親。
- ② 同居親が児童扶養手当の支給を受けており、かつ別居親が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。又は、同居親及び別居親とも児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。ただし、都道府県等において、上記の者に対する支援の提供に支障が生じないと認める場合は、同居親又は別居親のいずれか一方が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にない者であるときであっても、対象者としてすることができる。
- ③ 親子交流の取り決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること。
- ④ 過去に本事業の対象となっていない者。

《見直し》 ⇒ 対象者要件の見直し（②の要件撤廃）を行う。

3. 実施主体等

- 【実施主体】
- (1) 都道府県・指定都市・中核市
 - (2) 一般市・特別区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等：1/2

令和6年度概算要求額 25 億円 (-) ※ () 内は前年度当初予算額
(参考) 令和4年度補正予算: 25億円

1. 施策の目的

困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

2. 施策の内容

【1】国⇒中間支援法人

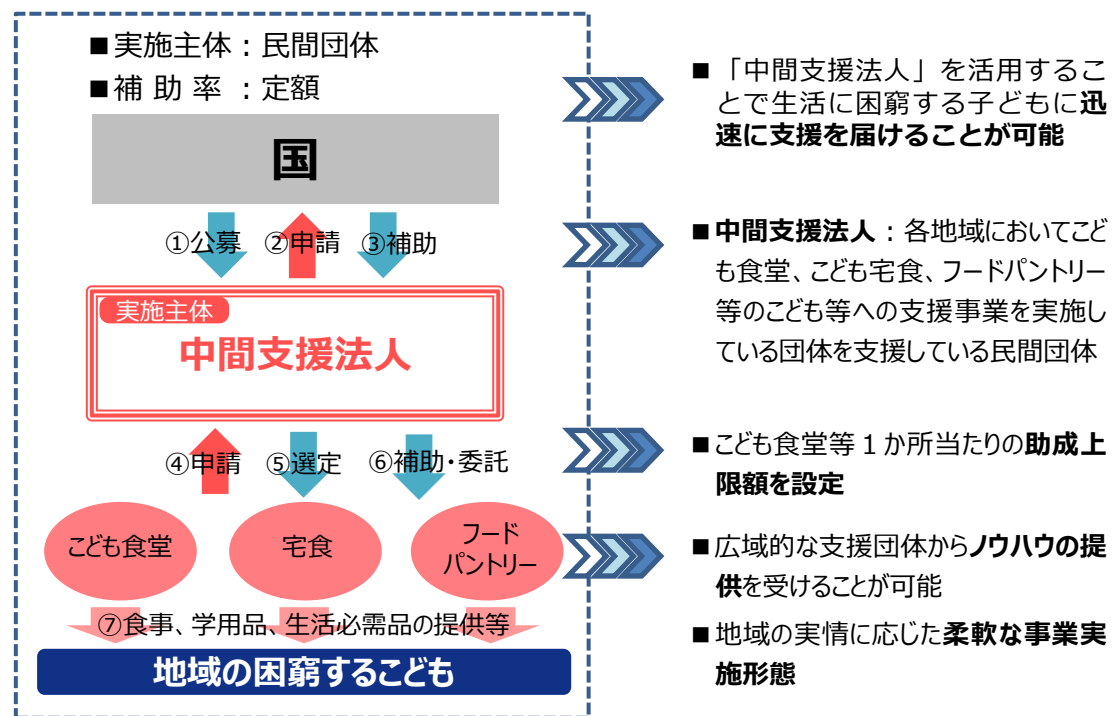
■こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

【2】中間支援法人⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等のこども

■ひとり親世帯等のこどもに食事の提供等を行う。



3. 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：350,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）